

保存版

歴史的まち並みを  
保存し、再生する。



# 伝建群を目指して



歴史を活かした  
まちづくり



桐生市

## 伝建群とは

正式には「伝統的建造物群」のことで、保存地区として、地域の歴史や文化を伝える貴重なまち並みを群として保存するため、昭和50年(1975)に文化財保護法に基づき、国や県、市町村が保存地区のまちづくりを支援する制度(伝統的建造物群保存地区制度)がつくられました。

歴史的景観の保全だけでなく、地域の環境や防災施設の整備など、暮らしやすい生活を創造し、次世代に継承していこう、という目的の制度です。

## 重要伝統的建造物群保存地区とは

市は、保存計画など具体的な整備方針をまとめ、保存地区を都市計画決定し、伝建地区として指定した後、国(文化庁)へ「重要伝統的建造物群保存地区(重伝建地区)」選定の申出をします。国はその申出に基づき、国にとっても特に価値が高いと判断されるものを「重伝建地区」として選定します。

「重伝建地区」では、建造物の修理や修景など、歴史的景観の維持・保全を図る事業に対して、国・県・市は、事業者補助金などの財政的支援と技術的指導を行います。

なお、建造物等の外観を変更(新築・増築・修繕・除去等)するときや土地の造成、樹木の伐採などを行う場合は、許可が必要となります。

現在(H20.6.9)、全国で83地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

## 歴史的資産が残る「本町一、二丁目周辺地区」

現在の本町一丁目～六丁目及び横山町は、江戸時代には初め荒戸新町、後に桐生新町と呼ばれていました。

徳川家康の領地となった桐生領を治めるために、代官大久保長安の手代大野八右衛門が派遣されました。桐生地域を発展させるためには、未開拓の南部の土地「荒戸原」と呼ばれていた久方村、荒戸村の一部を割いて町立てが必要だと考え、赤城森といわれていた現在の天満宮の地に、久方村の梅原天神を遷座し、ここを宿頭にして南へ一直線の道路を拡幅し、その両側に人々を住まわせる施策の実行に着手したのです。天正19年(1591)のことでした。本町六丁目までのまち並みが完成したのは慶長11年(1606)頃と考えられていますから、およそ15年かかったこととなります。



道路の両側の土地を間口6～7間、奥行き約40間に区割りし、これを一軒前として、支配下の各村から積極的に分家させたり、近郷から入植者を募ったりしたと考えられます。

梅原天神は旧桐生領54ヶ村の総鎮守とされたので、桐生新町はあたかも門前都市、政治都市を兼ねたような形ですが、幕藩体制下、大名が居住した封建都市とは全く異なり、他の町に比べると町に住む人が主体的に活動できた在郷町であったようです。

かつて、西の西陣、東の桐生といわれるほど、絹織物産業で栄えた桐生は、まち並みの成り立ちも深く関わっており、現在の本町一、二丁目周辺地区には歴史的建造物や創設当時の地割、まち

並みを構成する環境物件など、江戸時代から今に至る歴史の姿が色濃く残っています。

## 伝建群を目指して

桐生市は、「本町一、二丁目周辺地区」に現存する歴史的資産を、市の貴重な文化的財産として後世に継承するために、絹織物産業で栄えた桐生の歴史を伝える地区として、文化財保護法に基づく「伝統的建造物群保存地区」に指定するとともに「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を目指します。

# 伝建指定

# 及び 重伝建選定

# までの流れ

(桐生市、市教育委員会)

(文化庁、県教育委員会)

## 伝統的建造物群保存地区に 指定するまでの流れ

保存対策調査

保存条例の制定

保存審議会の設置

保存計画の策定  
保存地区の決定

【市教育委員会】  
建造物の保存整備計画  
保存地区の環境整備計画などを  
保存審議会に諮り策定

【市】  
都市計画法により区域を決定

**指定**

- ・建築基準法緩和条例
- ・税制優遇措置の整備

## 重要伝統的建造物群保存地区に 選定されるまでの流れ

市から文化庁へ選定申出

重伝建地区の選定

**選定**

- ・修理、修景、防災事業等の実施

H 5 に調査済  
H 2 0 に補足調査

経費補助

保存条例の決定・変更を文化庁へ報告

指導助言

保存計画の決定・変更を文化庁へ報告

保存地区の決定・変更を文化庁へ報告

文化審議会  
選定の諮問、答申

・選定の告示  
・市への通知

経費補助

**【保存対策調査】**  
まち並みとこれを構成する建造物等について、歴史や現状を調べ、文化財としての価値を把握します。また、まちづくりの観点から課題を整理し、住民意向の把握を行います。これらの成果に基づき、保存のための方を総合的に検討します。

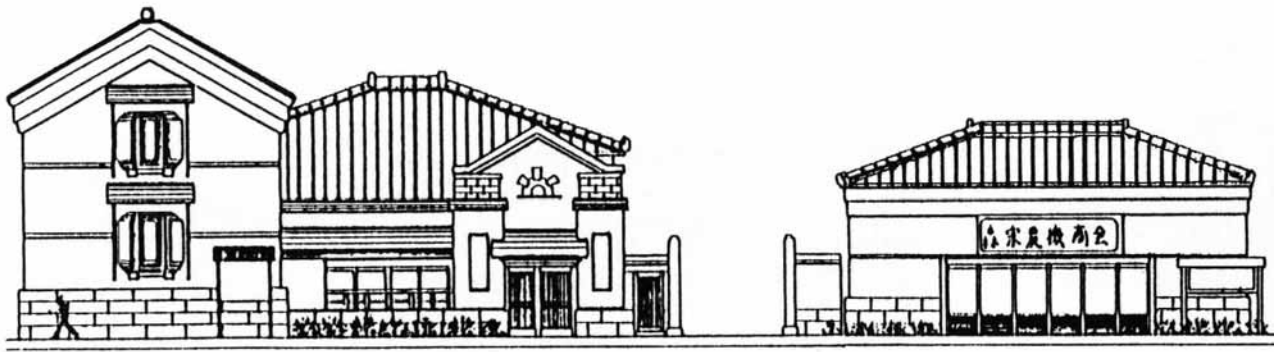
**【保存条例】**  
保存地区の決定や保存計画の策定の手続き、現状変更の規制内容や許可の基準、経費の補助、審議会の設置等、伝統的建造物群保存地区の保存のために必要な措置を定めます。

**【保存審議会】**  
保存条例に基づき設置される審議会です。伝統的建造物群保存地区を決定するため、保存地区の範囲や保存計画の内容について審議します。また、決定後は、保存地区の保存に関わる重要事項を調査、審議し、必要に応じて市や教育委員会に建議するなどします。

**【保存計画】**  
保存の基本方針、保存物件（伝統的建造物、環境物件）の特定、保存地区内の建造物の保存整備計画、保存地区の環境整備計画（防災、案内板、公開施設等）所有者への助成措置などについて定めます。保存計画の中に修理基準、修景基準、許可基準を定めるのが一般的です。保存計画は教育委員会が策定し、告示します。

**【保存地区の決定】**  
都市計画法に基づき市が都市計画に保存地区を定め、告示します。

**【重伝建地区選定基準】**  
伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち、次のいずれかに該当するもの  
伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの  
伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの  
伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの



## 地区のルールづくり

伝建地区では、保存計画を策定し、まち並み保存の基本的な考え方や、保存地区の範囲、まち並み保存のための具体的なルールや支援策などを定めます。

( 保存地区内の建物は、「伝統的建造物」と「伝統的建造物以外の建物」の2つに大きく分かれ、許可の基準や保存のための支援の内容などの取り扱いが異なります。)

## 伝統的建造物とは

歴史的まち並みを構成している建物及び工作物等のことです。建築年代や建築様式などから保存すべき価値があると認められたものをいいます。伝統的建造物の指定は、所有者の同意を得て行います。

伝統的建造物に指定されると、この地区を構成する大切な建物等ということになり、保存のための支援(修理事業)を受けることができます。

## 保存のための支援

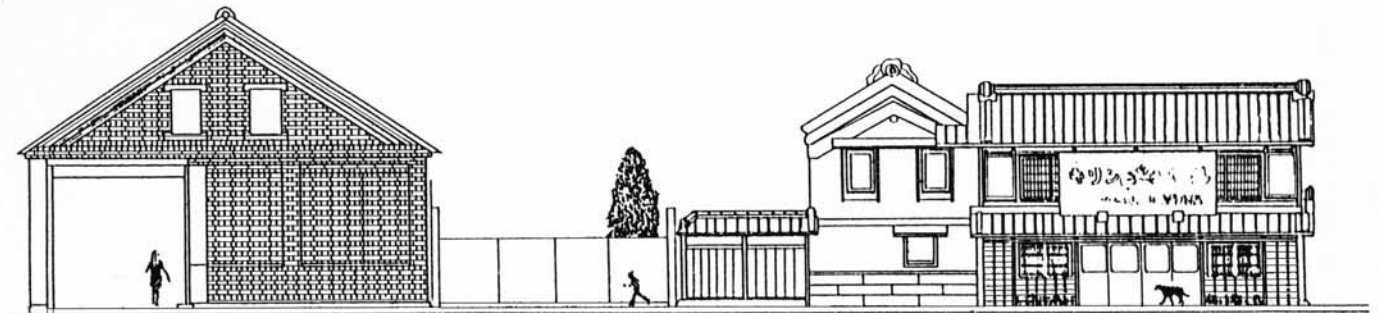
【修理事業】現状を維持しながら、傷みの激しい伝統的建造物を復元的手法で直すことができます。

【修景事業】伝統的建造物以外の建造物が、歴史的景観と調和するように外観を整備できます。

【防災事業】消火施設等の防災施設の設置など、地区の防災対策を計画的に進めることができます。

【説明板等の設置】地区の価値をわかりやすく伝えるための標識や案内板等が設置できます。

【税制優遇措置】相続税、固定資産税など、税制面での優遇措置を講ずることができます。



## 桐生市 〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号

総合政策部 伝建群推進室推進係  
TEL:0277-46-1111(346,639) FAX:0277-43-1001  
E-mail:denkengun@city.kiryu.gunma.jp  
都市整備部 都市計画課計画係  
TEL:0277-46-1111(744,754) FAX:0277-45-0088  
E-mail:toshikei@city.kiryu.gunma.jp

教育委員会管理部 文化財保護課文化財保護係  
〒376-0021 群馬県桐生市巴町二丁目1832-13  
TEL:0277-40-1212 FAX:0277-40-1214  
E-mail:bunkazai@city.kiryu.gunma.jp